

# 「名古屋仔猫浴槽投げ入れ虐待事件」について 厳正かつ適切な処分を求める嘆願書

本件は、一匹の仔猫に対し、足がつかないほど水を張った浴槽に投げ入れ泳がせたり、またその仔猫の首を締め上げたりした行為を動画で撮影し、Instagramに公開した動物愛護管理法第44条1項（愛護動物をみだりに傷つける罪）及び2項違反であります。

動画には、仔猫が鳴きながらもがき泳いでいる姿が映っていました。その状態を「泳ぎが得意」などと言い、数分間に渡り撮影し続けていたのです。また引き上げたあともずぶ濡れの状態で放置しました。水に濡れたまま放置すれば体温が奪われ、しかも幼齢動物ならそれがどれだけ体に負担がかかるかは容易に分かります。

そして公衆トイレでは、首を締め上げゆすったりする行為も見てとれました。こうした虐待行為を動画として記録し、自らSNSに公開した明確な証拠があるにも関わらず「嫌疑不十分」で不起訴とは到底納得いきません。

被告発人の行いは、動物の尊厳をじゅうりんする極めて悪質なものであり、特に、被害対象が抵抗できない生き物であることを考えれば断じて許すことができない卑劣な行為です。

動物も、人間と同じ感受性があり、痛みや苦しみ、恐怖や絶望を感じます。その動物に対し、人間が絶対的支配者としてこれだけ酷い行為をしたという事は、到底許されるべきではありません。

また、令和2年6月施行の改正動物愛護管理法では、愛護動物に対するみだりな殺傷罪が「2年以下の懲役又は200万円以下の罰金」から「5年以下の懲役又は500万円以下の罰金」と大幅に厳罰化されました。その趣旨も踏まえ、適切にご判断をして頂きたいと存じます。

以上のことから、本件の動物愛護管理法違反に対する不起訴処分について、不当であると考え、検察審査会にて厳正なご判断を求めます。

氏名	住所
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県